

2022年9月2日

日本産科婦人科学会  
理事長 木村 正 先生 御侍史  
倫理委員会委員長 三上幹男 先生 御侍史  
同副委員長 鈴木 直 先生 御侍史  
弁護士 平岩敬一 先生 御侍史

医療法人社団暁慶会  
はらメディカルクリニック  
院長 宮崎 薫  
倫理委員会委員長 齋藤益子  
顧問弁護士 河合 弘之

2022年1月25日、貴会御通達へのご回答

残暑の候、貴会におかれましてはご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

先般、当院の報告書に対して貴会より御通達をいただき誠にありがとうございました。以下、当院の考え方、認識を記載させていただきます。

**御通達「1. 生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解」 に関して**

・倫理委員会について

当院における今回の実施決定は、当院に設置した倫理委員会において検討し、承認を得たものであります。これは実施する医療行為が倫理的に妥当であると、同委員会が判断したことも意味します。

・他施設の精子バンクの使用について

ご懸念を勘案させていただき、自院の精子バンクのみを使用することとします。

・精子ドナーの身元の確認について

現在すでに行っている非配偶者間人工授精 AID における精子ドナーの身元確認と同様の方法で身元確認を行います。

- ・精子ドナーの生死の確認について

当然のことですが、当院は精子ドナーが死去したことを知りえた上でその検体を治療に使用することはありません。精子ドナーに配偶者がいる場合は、ドナーが死去の際には当院への連絡を必須とする同意を書面で取り交わしています。一方で精子ドナーが独身の場合は、当院で精子ドナーをしていることを周囲の人に話している場合を除き、精子ドナーが死去の際に当院への連絡はありません。そのため、死去した精子ドナーの検体を治療で使用する可能性は否定できません。提供精子で妊娠し子どもが生まれると、当院は精子ドナーと連絡をとるため、この段階での精子ドナーの生死は把握できると考えています。

- ・将来の出自に関する情報開示の同意が取れているのかについて

提供精子の体外受精は、非匿名を希望する精子ドナーの検体を使用します。非匿名精子ドナーは、生まれた子どもが18歳以上になり精子ドナーと接触を希望する時にこれに同意することを契約書にて取り交わしています。

- ・精子ドナーの情報管理について

全ての精子ドナーの情報は、万が一に備えて3種類の異なる方法で100年間保存管理します。これを当院で責任をもって実施します。

## 御通達「2.公益の利益」に関して

おっしゃる通り、公共の利益とは「個人の個別的利益に対して、多数の個々の利益が調和したところに成立する全体の利益をさす」を意味すると、当院でも認識しています。

2001年1月17日付厚生労働省母子保健課課長通達から21年以上が経過しました。この21年の間に、2020年12月に提供配偶子の生殖補助医療で生まれた子の親子関係に関する民法の特例法は成立しました。しかし、提供精子の体外受精を認める法整備は今日現在において国会に法案提出すらされていないのが現実です。無精子症のご夫婦は現在においても妊娠成功率の高い非配偶者間体外受精をうけることが出来ず、その約1/10の成功率となる非配偶者間人工授精AIDを20回、30回と繰り返しています。費用はもちろん、失われる時間や精神的な負荷は多大なものがあります。また、これに耐えかねた患者は、甚大なリスクがあると知りながらもSNSでの精子取引や海外での非配偶者間体外受精という選択をしております。これらを解決することは、公共の利益にかなう行為であると当院は考えております。

また、当院の提供精子の生殖補助医療の実施規定に関するパブリック・コメントにおいても批判的な意見はありませんでした。

### 御通達「3. 未確定な機関に将来のことを託すこと」に関して

当院の実施規定において、患者夫婦・子ども・精子ドナーの情報を将来的に国に設立される公的管理機関へ移管する趣旨の内容を記載しているのは、当院がそれを求められた場合の対応に過ぎません。当院は、情報の管理を公的管理機関に依存する方針は一切ございません。当院で完結できる安全な方法で100年間以上の保存管理を行います。

### 当院の取り組み

改めて、当院における提供精子の生殖補助医療を以下にまとめます。

1. 提供精子の生殖補助医療をうけることができる夫婦の適用条件はAIDと同様であり、さらに女性の加齢を要因にしないために年齢制限を儲けます。年齢制限は、41歳までに初診に来院し、42歳までに治療を開始し、治療は44歳までとします。
2. 提供精子の医療を行う夫婦は、子どもへの告知を必須とします。当院はそのための学習プログラムを用意し、夫婦が提供精子の医療の特性を理解し、子どもの福祉を大切にすることを体得できるように支援します。
  - ・動画と書籍を用いた6つの学習プログラムを用意し、夫婦の理解状況をワークやカウンセリングで確認。不足部分を再度支援します。
  - ・患者は心理カウンセリングをいつでも受けることができます（70分3,850円）
  - ・家族になることを一緒に考える会（提供精子で子どもを授かった先輩夫婦と治療患者の交流会）を定期開催します。
  - ・当事者家族の会（提供精子で生まれた子どもとその家族のための会）を来年発足します。
3. 提供精子の医療は、非配偶者間人工授精AIDと非配偶者間体外受精IVF-Dの2通りとします。AIDはこれまで通り日本産科婦人科学会の会告に準じて行います。IVF-Dは非匿名の精子のみを使用し当院の実施規定に則して行います。また、体外受精の治療については配偶者間体外受精と同様に日本産科婦人科学会の会告に準じて行います。
4. 非配偶者間体外受精IVF-Dは、AIDを6回以上実施しても妊娠、出産に至らない場合に選択することができることとします。非配偶者間体外受精IVF-Dに進むためには、社会福祉士（児童福祉専門）の面談で子どもへの告知の用意が十分にあり、子どもの福祉を重視できる親であることの確認が得られた夫婦だけが進むことができるものとします。

5. 使用する提供精子は、当院の精子バンクの提供精子のみとします。精子バンクの要件はこれまでの非配偶者間人工授精 AID の要件に加えて、精子ドナーが登録する際に、匿名か非匿名を自由に選択できるものとします。

なお、本年2月から開始した精子ドナーの登録状況は以下の通りとなります。匿名提供より非匿名提供を承諾した方の割合が有意に高い状態にあり、ドナー側にも当院の取り組みを理解いただけているものと考えます。当院は7月末現在、非匿名ドナーの凍結精子を801アンプル保存しています。

	ドナー 応募数	審査 合格数	最終 登録数*	非匿名 ドナー		匿名 ドナー	
				人数	割合	人数	割合
2022年2月	22人	15人	15人	12人	80%	3人	20%
2022年3月	25人	18人	16人	12人	75%	4人	25%
2022年4月	15人	11人	10人	5人	50%	5人	50%
2022年5月	24人	18人	13人	10人	77%	3人	23%
2022年6月	23人	13人	10人	7人	70%	3人	30%
2022年7月	24人	14人	11人	8人	73%	3人	27%
合計				54人	71%	21人	29%

\*最終登録数とは、精子ドナーの審査に合格し、かつ、最終的に本人が精子を提供することを希望し登録を完了した人数です。なお、審査に合格しても登録までタイムラグがある場合があるため、時間経過と共に登録者数は微増します。これにより発表時期により、数値が異なる場合があります。

## 最後に

当院といたしましても、提供配偶子の生殖補助医療が適切な形で1日でも早く法整備されることを願っており、次の通り国会議員への要望を行いましたことをご報告いたします。

閣府特命担当大臣（少子化対策担当）小倉 将信様

自由民主党：衛藤晟一様、小淵優子様、塩崎彰久様、柴山昌彦様、新谷正義様、高鳥修一様、田村憲久様、橋本岳様、福岡資麿様、古川俊治様、丸川珠代様、宮崎政久様、山下貴司様  
（2月に片山さつき様、高市 早苗様、和田政宗様に要望済み）

公明党：秋野公造様、立憲民主党：石橋通宏様、塩村文夏様、日本維新の会：梅村聡様、国民民主党：伊藤孝恵様

要望の内容は右のQRコードの通りです。

以上となります。何卒よろしく願いいたします。



生殖補助医療法案に関する要望